

## 市第41号議案

## 精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定

次のように精神障害者生活支援センターの指定管理者を指定する

。

令和 4 年 9 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市中区精神 障害者生活支援 センター	神奈川県神大寺 三丁目1番12号	公益財団法人紫雲会 理事長 須藤 武彦	令和5年4月1日か ら令和15年3月31日 まで

## 提 案 理 由

横浜市中区精神障害者生活支援センターの指定管理者を指定したので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

**参 考**

**地 方 自 治 法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）